

木下正俊先生 その人と学問

片 木 晴 彦

木下正俊先生は、30年間にわたる日本銀行の勤務を終えられた後、2004年4月、当広島大学法務研究科発足と同時に当研究科の金融論および金融法関連の一連の講義担当の実務家教員に就任された。

日本銀行在籍中には財団法人日本資産流動化研究所に出向（2000年～2003年）され、わが国の資産流動化法制の草分けとも言うべき特定債権法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律）の制定にも関与された。

また、2010年4月から同2014年3月まで、4年間にわたって当研究科の研究科長を務められた。

先生は、広島大学在籍の11年間のうちに、ご自身の日銀における実務経験を踏まえつつ、1980年代以降のわが国の金融システム改革を包括的に考察する一連の論考を、当研究科の紀要である「広島法科大学院論集」に掲載されている。本論集は、2005年3月に第1号が発刊され、本年3月までに11号を数えるが、そのすべてに論考を掲載されているのは先生だけである。

先生のご研究は上記のようにわが国の証券化金融の育成に関わられた体験をもとにしつつ、金融制度改革が目的としていた「市場型金融の発展・育成」の歴史とその成果の分析を内容とする。証券化金融については、「特定債権法の廃止に関する覚書」（広島法科大学院論集1号）、「金融システム改革と先端金融の推進」（同2号）、「事業の証券化の意義と特徴」（同3号）、「資産流動化・証券化の基本的機能をめぐる近年の動向について」（同4号）等の論考がある。証券化金融については、日本資産流動化研究所会報に掲載され

た一連の論稿に加え、当研究科に移籍された2004年に、西田書店より一書『私の「資産流動化」教室』を刊行されている。

近年では、「シンジケートローン市場の拡大と課題」（広島法科大学院論集9号）、「ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題」（同10号）など、わが国の先端的金融へのさらなる考察を深めておられる。

市場型金融の発展は、その受け手としてリスク投資を担うことができる投資家層の形成と、これらの投資家への不当な勧誘を抑止する法制度の確立、さらには司法的な救済の整備を不可欠の要素とするが、先生の研究はこれらの分野にもおよぶ。日本銀行時代に掲載された「資産流動化の役割と投資家保護法制」（ジュリスト1236号）および論説「金融商品の販売・勧誘ルールとしての説明義務と適合性原則について」（広島法科大学院論集5号）であり、2014年度当研究科の開催した公開講座においても同テーマでご講演いただいた。

一連の研究成果は、学術研究助成基金の助成を得て、『わが国の金融システム改革と法制整備』と題する研究書に体系化され、公刊されることになっている。筆者も同書を紐解くことを待ちきれない1人である。

先生のお人柄については、誰もが「温和」という言葉を思い浮かぶことと思うが、あえて「凜として」という言葉を贈りたいと思う。

筆者と異なり沸騰点に達することは無いが、妥協しないと決めたことについては、一徹に立場を固持する頑固さを、身近で大学教務を担当してきた筆者は知っている。規律正しい日本銀行から、肌合いの異なる大学の世界に飛び込まれ、「10時に会議が開始予定なのに何故10時になってからぞろぞろ会議室に入ってくるのか」と大学人の無節操さにときにあきれながら、私たちを導いていただいた。

広島での単身赴任の生活から解放され、奥様と過ごす時間を今後大切にされることは何よりであるが、ときには広島のことを思いだしていただければ幸いである。